

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：独立行政法人造幣局法施行令

規制の名称：造幣局債券発行規定

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：理財局国庫課通貨企画調整室

評価実施時期：令和 8 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。

独立行政法人造幣局法施行令（平成 14 年政令第 380 号）については、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は押印を義務付ける規定が存在したことから、「規制改革実施計画」を踏まえ見直しを行った結果、当該規定を削除したものの。

また、オンライン化による利便性の向上のため、書面の交付に加え、電磁的方法による提供を可能とした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

■ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 署名及び押印の廃止による効果	事前評価時	—
	事後評価時	—

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
① 署名及び押印の廃止に要する費用	事前評価時	—
	事後評価時	—

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	—

3 考察

- 当該債券の募集及び申込の実績は無いことから、本規制緩和による効果は見受けられず、また、行政費用は発生していない。
(参考)
 - 規制緩和前（令和2年）の年間の債券申込件数：0件
 - 規制緩和後（令和3年から7年まで）の年間の債券申込件数：0件
- 本規制緩和により顕在化する負担は発生していない。
- 本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、継続する事が妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：独立行政法人造幣局法施行令

規制の名称：造幣局債券発行規定

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局国庫課通貨企画調整室

評価実施時期：令和2年12月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件： ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。

iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続きを求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

独立行政法人造幣局法施行令については、第７条において、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は押印を義務付ける規定が存在することから、「規制改革実施計画」を踏まえ、見直しが必要となっている。

本改正を行わなかった場合、行政手続きの見直しの課題は、今後も継続することとなる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

独立行政法人造幣局法施行令第７条において、債券申込者から提出される債券申込証について署名又は記名押印が義務付けられている。

これまでは本人確認の一助として署名又は記名押印を求める規定となっていたが、検討した結果、債券申込者に対しては、署名及び押印を廃止する。また、書面の交付に代えて電磁的方法による提供を可能とすることで、オンライン化による利便性の向上にも繋がる。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

特段発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

特段発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

特段想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

—

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

施行5年後

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

年間の債券申込件数